

## 会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-4566-2511

附属機関又は 会議体の名称		平成30年度 未来戦略創出会議(第6回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成30年7月5日(火) 16時00分～16時30分
開催場所		庁議室(本庁舎5階)
議題		(1)総合高齢社会対策プロジェクト本部の設置について (2)大阪府北部地震に伴うブロック塀等緊急対策について (3)平成30年7～9月イベント・事業開催一覧(情報共有)
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第7条第1項第5号による
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長(2)・教育長・政策経営部長・総務部長・危機管理監・施設整備担当部長・区民部長・文化商工部長・国際文化プロジェクト推進担当部長・環境清掃部長・保健福祉部長・健康担当部長(欠席)・池袋保健所長・子ども家庭部長(代理:子ども若者課長)・都市整備部長・地域まちづくり担当部長・土木担当部長・会計管理室長・教育部長・選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長
	幹事	企画課長・財政課長・行政経営課長・区長室長・広報課長・「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室長(欠席)、国際アート・カルチャー都市推進室長・総務課長・人事課長
	説明者	福祉総務課長、危機管理担当課長
	事務局	企画課企画調整グループ係長、主査

**(1) 総合高齢社会対策プロジェクト本部の設置について**

**説明者** 資料に基づき、総合高齢社会対策プロジェクト本部の設置について説明。

今後、より一層進展する高齢社会を見据え、持続発展都市に向けた4つの柱の一つである「高齢になっても元気で住み続けられるまち」づくりに重点的に取り組み、全国トップレベルの高齢社会対策を実現するため、区長を本部長とする「豊島区高齢社会対策プロジェクト本部」を設置したい。所掌事項は、①データ活用による効果的な疾病・介護・認知症・重症化等の予防の仕組みの構築、②保健所・健康診査センター・介護予防センターをはじめとする健康づくり拠点のあり方の検討、③高齢者向け施策の総点検・再構築による持続可能な保健福祉行政の確立、④区とその他民間関係者等との役割分担の明確化及びオールとしまでの総合高齢社会対策推進体制の確立、⑤「地域共生社会」の実現に向けた社会福祉協議会及びコミュニティソーシャルワーカーのあり方の再検証、⑥地域の相談支援拠点の充実と制度の狭間の課題や複合的な課題に対応するための包括的な相談支援体制の整備、⑦地域における見守り活動を促進するための環境整備、⑧成年後見制度をはじめとする権利擁護体制の整備、⑨保健福祉人材の確保・育成、⑩その他本部が必要と認めること、とする。組織の構成であるが、区長を本部長とするプロジェクト本部の下に、具体的な検討を行う事項別の検討部会を設置する。

今後の予定であるが、平成31年1月を目途に「(仮称)豊島区総合高齢社会対策推進ビジョン」を策定する。平成31年度以降の取り組みについては、ビジョンの中で明らかにしていく予定である。

**区長** これまでも、持続発展都市に向けた4本柱のひとつとして「高齢になっても元気で住み続けられるまち」づくりというものを強く意識し、福祉の充実に全力で取り組んできたところである。選択的介護モデル事業といった先駆的な取り組みのほか、コミュニティソーシャルワークや地域包括支援センター、区民ひろばの充実等々、様々な取り組みを実施しているが、今後、より一層進展する高齢社会を見据えるとともに、新たに池袋保健所の移転を契機とした健康施策等の見直しや住民サービスの向上を含め、総合的な高齢社会対策を図っていく必要がある。この取り組みは、全庁一丸となり、オールとしまにより全力を挙げて取り組んでもらいたい。

⇒提案の通り決定する。

**(2) 大阪府北部地震に伴うブロック塀等緊急対策について**

**説明者** 資料に基づき、大阪府北部地震に伴うブロック塀等緊急対策について説明。

緊急対策の進め方であるが、6月18日に発生した大阪府北部地震を受けて、直ちに実施した区有施設等の点検結果を踏まえ、ブロック塀等緊急対策の基本的な方針を決定したい。国や東京都の動向を踏まえつつ、子どもの安全確保を最優先とした緊急対策を実施するとともに、民有地のブロック塀等に対する働きかけの強化など中期的な取り組みについても段階的に実施するものとする。これらの対策については、今後広報紙やホームページにおいて、区民のみなさまに周知をしていく。

次に、取り組みの基本的な方針について説明する。方針の一つ目は、子どもたちの安全を最優先に確保するということである。区立小中学校・幼稚園、保育園のブロック塀等の安全確保、通学路の安全確保を実施するため、第1段階として、全ての区立小

学校において、通学路を点検し、道路に面した危険箇所を把握する。第2段階として、第1段階で危険と判断された民有地のブロック塀等について、再度現地を調査後、所有者に撤去や建て替え、緑化を働きかけるとともに、状況に応じて、建物等の適正な維持管理を推進する条例に基づく助言、指導・勧告、命令等を実施する。また、各小学校においては、必要に応じて、危険箇所を迂回した通学ルートを設定する。

方針の二つ目であるが、民有地のブロック塀等に対する働きかけを強化することである。道路に面する民有地のブロック塀等の緑化やフェンスへの転換をすすめるとともに、区立公園や駐輪場などに面する民有地のブロック塀等について対策を実施する。

次に、区有施設のブロック塀点検結果の概要について説明する。点検対象としたものは、建築基準法施行令第61条または第62条の8に合致しないブロック塀である。点検の結果、ブロック塀の要撤去または補強を必要とするものが区立小中学校、幼稚園で18校(園)・49か所、自転車駐車場及び保管所で3施設、その他の区有施設で24施設確認された。民有地については、東日本大震災時に調査したブロック塀等72か所のうち、ひび割れ等が確認され、改修されていない30か所を「建物等の適正管理を推進する条例」に基づく調査対象として実施し、21か所について条例の対象であることが確認された。

以上の点検結果を踏まえた今後の対策であるが、駒込小学校、朋有小学校、朝日小学校、要小学校については直ちに対応することとし、撤去または改修が必要な他の箇所については、実施計画を作成し、優先順位を付けたうえで、今年度より対応を開始する。

**委員** まずは、子どもたちの安全を最優先に確保するため、緊急度の高い案件について早急に修繕等の対応を行いたい。

**区長** この事案については、区民の安全な生活を守るために、早急に改善工事等、必要な対応を迅速に実施することを強く命じる。

⇒提案の通り決定する。

### (3)平成 30 年 7～9 月イベント・事業開催一覧

資料に基づき、平成 30 年 7～9 月イベント・事業開催一覧について説明。

⇒報告のとおり了承する。

会議の結果	<p>(1) 総合高齢社会対策プロジェクト本部の設置について</p> <p>(2) 大阪府北部地震に伴うブロック塀等緊急対策について</p> <p>(3) 平成 30 年 7～9 月イベント・事業開催一覧(情報共有)</p> <p>→(1)・(2)について決定、(3)について了承。</p>
提出された資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合高齢社会対策プロジェクト本部の設置について</li> <li>・大阪府北部地震に伴うブロック塀等緊急対策について</li> <li>・平成 30 年 7～9 月イベント・事業開催一覧</li> </ul>